

《郵便番号》
《住所 _ 上段》《住所 _ 中段》
《住所 _ 下段》
《氏名》様

《 資 金 + 貸 付 コードの
バーコード 》

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会
会長 山口 宏樹
(公印省略)

緊急小口資金等特例貸付 償還滞納額及び今後の償還方法についての御案内

現在、償還されている《 資 金 種 類 》について、令和6年12月31日時点での償還滞納額を下記の通りお知らせします。※下記の作成基準日以降に償還があった場合、滞納額が異なる場合があります。
については、右記の「滞納額の支払方法について」を確認の上、償還をお願いします。

【滞納額について】

- ・滞納額とは作成基準日時点で過去、償還予定月の支払いがなかった額の累計金額です。
- ・最終償還期限日までは償還残額に対する延滞利子は発生しません。最終償還期限日までに滞納額を含めた償還残額をお支払いください。

記

【作成基準日:《作成基準日(和暦)》】

資 金 名 称	《資金種類》
貸 付 コード	《資金コード》《貸付コード》
貸 付 額	《貸付額》円
最終償還期限日/債権の状況	《償還期限日(和暦)》 / 償還期限内 ※令和7年1月以降の債権状況
償 還 済 額	《償還済額》円
償 還 残 額	《償還残額》円
償還残額のうち滞納額 /滞納回数	《滞納額》円 / 《滞納回数》回

※御注意※

作成基準日以降に償還されている場合、最新の滞納状況、金額について、償還の前に下記問合せ先まで問合せください。
なお、振込での償還をした場合、入金情報の確認まで数日かかりますので、振込日から2週間程度経ってから御連絡ください。

【申請・問合せ先】 お問合せ番号:《資金コード》《貸付コード》

埼玉県社会福祉協議会 コロナ特例償還・免除事務担当

【電話番号】 050-2018-1839 【受付時間】 平日 9:00 ~ 17:00
https://www.fukushi-saitama.or.jp/site/problem_33.html



◆滞納額の支払方法について

原則銀行振込での償還となるため、本会指定口座に**資金種類別に振込をしてください。**

なお、借受人及び償還いただいた貸付金を特定するため、それぞれ振込依頼人名に**「貸付コード」「氏名」の2点を必ず入力してください。**

【留意事項】

- ・振込手数料は負担いただきます。
- ・貸付コードの記載がない場合、本人特定ができず償還金として処理できない場合があります。
- ・複数貸付を受けている方で、貸付の資金種類が特定できない場合や振込額が滞納額を含む償還残額より多い場合、**償還期限の短い他の貸付から充当させていただきます。**

【振込先口座】 ※口座番号の入力間違いに御注意ください!

銀 行 名	埼玉りそな銀行
店 番	256
店 名	浦和中央支店
預 金 種 類	普通
口 座 番 号	5742380
預 金 口 座 名 義	社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会

◆生活状況が苦しいなどの理由で償還が難しい方へ

○次の3つの要件のいずれかに当てはまる方で、償還免除申請をしていない方は、免除申請が可能です。

- ・住民税が均等割、所得割共に非課税である
- ・生活保護受給中又は精神保健福祉手帳（1級）または身体障害者手帳（1級または2級）の交付を受けている
- ・以下①～④のすべてに該当する場合
 - ① 償還開始になってから、12か月分以上の償還できていない金額がある
 - ② 分納や少額返済等、これまでに少しでも償還したことがある
 - ③ 借受人及び世帯主の住民税所得割が非課税である
 - ④ 次のどれかに当てはまる世帯である
 - (ア) 高齢者のみ世帯（65歳以上）
 - (イ) 障害者世帯
 - (ウ) ひとり親世帯

○免除要件に当てはまらない場合でも、償還猶予の申請が可能です。申請に必要な書類や手続きの流れについては下記問合せ先に御相談ください。

◆住所・氏名等に変更があった場合について

氏名等変更届を記入し、住民票等の必要書類と併せて、下記問合せ先に送付してください。氏名等変更届や必要書類は下記のURL又は2次元コードから印刷、確認ができます。

【申請・問合せ先】 お問合せ番号:《資金コード》《貸付コード》

埼玉県社会福祉協議会 コロナ特例償還・免除事務担当

【電話番号】 050-2018-1839 【受付時間】 平日 9:00 ~ 17:00
https://www.fukushi-saitama.or.jp/site/problem_33.html

